

兵庫県公報

平成28年7月15日 金曜日 第2815号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定の解除予定（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 平成19年兵庫県告示第925号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 平成19年兵庫県告示第999号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 平成19年兵庫県告示第1132号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 平成23年兵庫県告示第162号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 平成23年兵庫県告示第163号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 平成21年兵庫県告示第1163号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	4
○ 同 上（同）	6
○ 平成27年兵庫県告示第733号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	7

告 示

兵庫県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成28年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
神戸市北区有野台8丁目8の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

### 兵庫県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成28年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
豊岡市赤石字竹栗1332の2・1332の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1334の4
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第667号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
豊岡市赤石字竹栗1332の2・1332の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1334の3
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第668号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、土砂災害警戒区域（平成23年兵庫県告示第348号）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                  | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|--------------------|---------------------|
| 戸田北谷Ⅱ<br>(216010024) | 三木市志染町戸田（別図69のとおり） | 土石流                 |
| 戸田奥谷Ⅱ<br>(216010025) | 三木市志染町戸田（別図70のとおり） | 土石流                 |
| 御坂南Ⅱ<br>(216010028)  | 三木市志染町御坂（別図73のとおり） | 土石流                 |

（別図69、別図70及び別図73は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第669号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、土砂災害警戒区域（平成21年兵庫県告示第301号）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                  | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|--------------------|---------------------|
| 下久米谷Ⅱ<br>(229010023) | 加東市下久米 (別図101のとおり) | 土石流                 |

(別図101は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第670号**

平成19年兵庫県告示第925号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、この図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

佐田川Ⅱ(210060023)の項中別図87を改める。



**兵庫県告示第671号**

平成19年兵庫県告示第999号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

河本(5)Ⅱ(110060108)の項中別図44、唐川(3)Ⅱ(110060148)の項中別図84を改める。



**兵庫県告示第672号**

平成19年兵庫県告示第1132号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

赤花(6)Ⅱ(110060244)の項中別図90、奥藤西下谷Ⅱ(210060169)の項中別図141を改める。



**兵庫県告示第673号**

平成23年兵庫県告示第162号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

坪井Ⅱ(110050019)の項中別図19、榎見(2)Ⅱ(110050073)の項中別図73を改める。



**兵庫県告示第674号**

平成23年兵庫県告示第163号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、この図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大光寺川支流（210060217）の項中別図13を改める。



**兵庫県告示第675号**

平成21年兵庫県告示第1163号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備えて縦覧に供する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

小山(2)Ⅱ（123010019）の項中別図19、小山(1)Ⅰ（123010020）の項中別図20、小山(1)Ⅱ（123010022）の項中別図22、椿色(3)Ⅰ（123010029）の項中別図29、中村(2)Ⅰ（123010037）の項中別図37、中村(3)Ⅰ（123010038）の項中別図38、今井Ⅰ（123010039）の項中別図39、中村(3)Ⅱ（123010043）の項中別図43、九鹿(2)Ⅰ（123010048）の項中別図48、旭町(1)Ⅱ（123010056）の項中別図56、扇町Ⅰ（123010060）の項中別図60を改める。



**兵庫県告示第676号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                   | 指 定 の 区 域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 朝倉Ⅰ<br>(123010010)    | 養父市八鹿町朝倉<br>(別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 朝倉(1)Ⅱ<br>(123010011) | 養父市八鹿町朝倉<br>(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 朝倉(2)Ⅱ<br>(123010012) | 養父市八鹿町朝倉<br>(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 朝倉Ⅱ<br>(123010013)    | 養父市八鹿町朝倉<br>(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 小山(2)Ⅱ<br>(123010019) | 養父市八鹿町小山<br>(別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 小山(1)Ⅰ<br>(123010020) | 養父市八鹿町小山<br>(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 小山(2)Ⅰ<br>(123010021) | 養父市八鹿町小山<br>(別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 小山(1)Ⅱ<br>(123010022) | 養父市八鹿町小山<br>(別図8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 日畑Ⅰ<br>(123010023)    | 養父市八鹿町日畑<br>(別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 日畑(1)Ⅱ<br>(123010024) | 養父市八鹿町日畑<br>(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 日畑(2)Ⅱ<br>(123010025) | 養父市八鹿町日畑<br>(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 椿色(2)Ⅰ<br>(123010028) | 養父市八鹿町石原<br>(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 椿色(3)Ⅰ<br>(123010029) | 養父市八鹿町石原<br>(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |

|                        |                         |         |          |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 石原Ⅱ<br>(123010030)     | 養父市八鹿町石原<br>(別図14のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 椿色(1)Ⅱ<br>(123010031)  | 養父市八鹿町石原<br>(別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 椿色(2)Ⅱ<br>(123010032)  | 養父市八鹿町石原<br>(別図16のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 椿色(4)Ⅱ<br>(123010034)  | 養父市八鹿町石原<br>(別図17のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 中村(2)Ⅰ<br>(123010037)  | 養父市八鹿町小佐<br>(別図18のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 中村(3)Ⅰ<br>(123010038)  | 養父市八鹿町小佐<br>(別図19のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 今井Ⅰ<br>(123010039)     | 養父市八鹿町小佐<br>(別図20のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 石堂Ⅱ<br>(123010040)     | 養父市八鹿町小佐<br>(別図21のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 中村(2)Ⅱ<br>(123010042)  | 養父市八鹿町小佐<br>(別図22のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 中村(3)Ⅱ<br>(123010043)  | 養父市八鹿町小佐<br>(別図23のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 小佐Ⅱ<br>(123010044)     | 養父市八鹿町小佐<br>(別図24のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 馬瀬Ⅰ<br>(123010045)     | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図25のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 九鹿(1)Ⅰ<br>(123010046)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図26のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 栄町(2)Ⅰ<br>(123010047)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図27のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 九鹿(2)Ⅰ<br>(123010048)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図28のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 九鹿(1)Ⅱ<br>(123010049)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図29のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 九鹿(2)Ⅱ<br>(123010050)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図30のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 九鹿(3)Ⅱ<br>(123010051)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図31のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 旭町(2)Ⅱ<br>(123010052)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図32のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 栄町(1)Ⅰ<br>(123010055)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図33のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 旭町(1)Ⅱ<br>(123010056)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図34のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 旭町(3)Ⅱ<br>(123010057)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図35のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 上網場(2)Ⅱ<br>(123010058) | 養父市八鹿町上網場<br>(別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 上網場(1)Ⅱ<br>(123010059) | 養父市八鹿町下網場<br>(別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |

|                        |                         |         |          |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 扇町 I<br>(123010060)    | 養父市八鹿町下網場<br>(別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 一部(1) I<br>(123010062) | 養父市八鹿町八鹿<br>(別図39のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 駅前 I<br>(123010063)    | 養父市八鹿町八鹿<br>(別図40のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 下台 I<br>(223010017)    | 養父市八鹿町朝倉<br>(別図41のとおり)  | 土石流     | 別図41のとおり |
| 田路 I<br>(223010018)    | 養父市八鹿町朝倉<br>(別図42のとおり)  | 土石流     | 別図42のとおり |
| 沖田 I<br>(223010020)    | 養父市八鹿町小山<br>(別図43のとおり)  | 土石流     | 別図43のとおり |
| 日畑川 I<br>(223010021)   | 養父市八鹿町日畑<br>(別図44のとおり)  | 土石流     | 別図44のとおり |
| 谷川 I<br>(223010022)    | 養父市八鹿町日畑<br>(別図45のとおり)  | 土石流     | 別図45のとおり |
| 一奥川 I<br>(223010023)   | 養父市八鹿町日畑<br>(別図46のとおり)  | 土石流     | 別図46のとおり |
| 十坊 I<br>(223010025)    | 養父市八鹿町石原<br>(別図47のとおり)  | 土石流     | 別図47のとおり |
| 南中村川 I<br>(223010030)  | 養父市八鹿町小佐<br>(別図48のとおり)  | 土石流     | 別図48のとおり |
| 野尾地川 I<br>(223010037)  | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図49のとおり)  | 土石流     | 別図49のとおり |
| 西山川 I<br>(223010038)   | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図50のとおり)  | 土石流     | 別図50のとおり |
| 平谷川 I<br>(223010041)   | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図51のとおり)  | 土石流     | 別図51のとおり |
| 九鹿川 I<br>(223010042)   | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図52のとおり)  | 土石流     | 別図52のとおり |
| 九谷川 I<br>(223010043)   | 養父市八鹿町九鹿<br>(別図53のとおり)  | 土石流     | 別図53のとおり |
| 若宮 I<br>(223010046)    | 養父市八鹿町舞狂<br>(別図54のとおり)  | 土石流     | 別図54のとおり |
| 猿山 I<br>(223010048)    | 養父市八鹿町八鹿<br>(別図55のとおり)  | 土石流     | 別図55のとおり |
| 駅前川 I<br>(223010054)   | 養父市八鹿町八鹿<br>(別図56のとおり)  | 土石流     | 別図56のとおり |

(別図 1 から別図56までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



#### 兵庫県告示第677号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備えて縦覧に供する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                    | 指 定 の 区 域                  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|----------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 筒江Ⅱ<br>(126020100)     | 朝来市和田山町筒江<br>(別図1のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 加都(1)Ⅰ<br>(126020101)  | 朝来市和田山町加都<br>(別図2のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 加都(2)Ⅰ<br>(126020102)  | 朝来市和田山町加都<br>(別図3のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 久留引(2)Ⅱ<br>(126020104) | 朝来市和田山町久留引<br>(別図4のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 殿Ⅰ<br>(126020106)      | 朝来市和田山町殿<br>(別図5のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 殿(2)Ⅱ<br>(126020108)   | 朝来市和田山町殿<br>(別図6のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 三波Ⅰ<br>(126020109)     | 朝来市和田山町三波<br>(別図7のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 三波(1)Ⅱ<br>(126020110)  | 朝来市和田山町三波<br>(別図8のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 三波(2)Ⅱ<br>(126020111)  | 朝来市和田山町三波<br>(別図9のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 加都川Ⅰ<br>(226020096)    | 朝来市和田山町加都<br>(別図10のとおり)    | 土石流                 | 別図10のとおり                      |
| 安井上谷川ⅠⅠ<br>(226020097) | 朝来市和田山町安井<br>(別図11のとおり)    | 土石流                 | 別図11のとおり                      |
| 蔵谷川Ⅰ<br>(226020102)    | 朝来市和田山町三波<br>(別図12のと<br>り) | 土石流                 | 別図12のとおり                      |

(別図1から別図12までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第678号**

平成27年兵庫県告示第733号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

坪井Ⅱ（110050019）の項中別図1、榎見(2)Ⅱ（110050073）の項中別図2、河本(5)Ⅱ（110060108）の項中別図3、唐川(3)Ⅱ（110060148）の項中別図4、赤花(6)Ⅱ（110060244）の項中別図5、佐田川Ⅱ（210060023）の項中別図6、奥藤西下谷Ⅱ（210060169）の項中別図7、大光寺川支流（210060217）の項中別図8を改める。

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生

活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 銀ビルストアー新宮店、ゴダイドラッグ新宮店  
 所在地 たつの市新宮町新宮80番12ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|             |                    |        |
|-------------|--------------------|--------|
| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社銀ビルストアー | 姫路市南町31番地          | 大塚英木   |
| ゴダイ株式会社     | 姫路市錦町104番地スクエアビル2F | 浦上晃之   |
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|             |                    |        |
|-------------|--------------------|--------|
| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社銀ビルストアー | 姫路市南町31番地          | 大塚英木   |
| ゴダイ株式会社     | 姫路市錦町104番地スクエアビル2F | 浦上晃之   |
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成29年 2月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,459平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
58台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
42台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
90平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
16.50立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称  | 開店時刻 | 閉店時刻    |
|-------------|------|---------|
| 株式会社銀ビルストアー | 午前8時 | 午後9時45分 |
| ゴダイ株式会社     | 午前7時 | 翌午前0時   |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から翌午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口3箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成28年 6月14日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
  - (2) 縦覧期間  
平成28年7月15日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先



(1) 提出期限

平成28年11月15日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号